

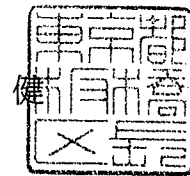


東京都板橋区告示第 322号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、東京都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年6月 23 日

東京都板橋区長 坂 本



都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画 高島平二・三丁目周辺地区 地区計画	東京都板橋区高島平一、二、三、七、八及び 九丁目地内

縦覧場所

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

東京都板橋区都市整備部都市計画課(区役所北館5階)